

帰宅便の乗合タクシーを運行

令和7年4月から中央バス三笠線最終便が繰り上げたことに伴い、市が通勤・通学の帰宅便として乗合タクシーを運行しています。

【区間】岩見沢駅前から幾春別市民センターの間

【時間】岩見沢駅前発午後8時30分と午後9時30分の各1便

※予約日のみ運行

【乗降場所】岩見沢駅前のほか、中央バス三笠線の各バス停付近

※降車は、三笠市内の区域

【運行日】4月1日～3月31日

※12月31日～1月3日を除く

【対象】市外などに通勤や通学している市民

【利用方法】事前登録が必要です。予約制のため、事前に電話予約が必要。

【登録方法】市役所に申請書を出してください。

【その他】詳しくはホームページをご覧ください。

【申請問合せ】市民生活課市民年金係 ②3187



ホームページ

毎月20日は市営バス無料体験「バスを使ってみようデー」

バスの利用促進のため、9月20日のバスの日にちなみ、毎月20日を『バスを使ってみようデー』とし、市営バスの無料乗車体験を実施しています。

この機会に市営バスをぜひ、ご利用ください。

【実施日】毎月20日

【対象便】始発から終発までの全便・全区間

※乗車時に簡単なアンケート調査にご協力お願いします。

公共交通の維持のため、日頃から公共交通を積極的に利用してください。

【問合せ】市民生活課市民年金係 ②3187



春の火災予防運動 4月20日～4月30日

この時期は、空気が乾燥し風も強く吹くため、火災が発生するご心配されます。特に次のことに注意してください。

◆**ごみ焼きは法律で禁止されています**：例年、ごみ焼きから野火などの火災が発生しています。ごみ焼きは法律で禁止されており、違反すると処罰の対象となります。ごみは、指定の袋に入れて収集日に出してください。

◆**たばこは火災原因の上位を占めています**

▼寝たばこはしない

▼歩きながらの喫煙、たばこの投げ捨てはしない

▼灰皿に吸殻をためない

▼火のついたタバコを放置しない

◆**ホームタンクの点検**：冬期間は除雪作業や屋根からの落雪などによるホームタンクの破損が心配されます。タンク本体の変形や、特に配管が破損していないかを確認し、灯油漏れの早期発見に努めてください。

例年と比較して灯油の減り方が早いときは要注意です。

◆**住宅用火災警報器の点検**：消防法および三笠市火災予防条例によ

りすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。全国の火災による死者のうち、約7割は住宅火災によるものであり、火災発生時の逃げ遅れを防止するため住宅用火災警報器を設置してください。

住宅用火災警報器は設置から10年を過ぎると本体の故障や電子部品の寿命、電池切れなどで火災を感じないことがあります。ですので、日ごろから作動点検を行い、設置から10年を目安に警報器本体を交換してください。

【問合せ】消防署消防係 ②3499

春の全国交通安全運動 4月6日～4月15日

交通安全について次のことに気をつけましょう。

▼歩行者は道路を渡る際に横断歩道や信号機を利用する。また、横断する前や横断中も左右の安全をよく確認して車に注意する。

▼運転者は子供の飛び出しや、高齢者の道路横断にも対応できる安全な速度で運転する。また、信号機の設置されていない横断歩道では歩行者を優先し、安全な通行を確保する。

▼飲酒運転は悪質で重大な犯罪であるとの認識を持ち、二日酔い運転を含め、飲酒運転は絶対に行わない。また、同乗者も罪に問われる場合がありますので二日酔い状態も含めて、酒気を帯びている人には、絶対に運転をさせない。

▼運転中にスマートフォンなどを使用する「ながらスマホ」は危険ですので絶対にしない。また、後部座席を含め、全員がシートベルト・チャイルドシートを正しく着用しているか確認する。

▼全ての自転車利用者はヘルメットの着用が努力義務となっています。身の安全のため、ヘルメットを着用する。

4月1日から、自転車の交通違反に「交通反則通告制度（青切符）」が導入されます

16歳以上の自転車利用者が、信号無視・一時不停止・夜間の無灯火走行などの交通違反をした場合手続きの対象となります。交通ルールを守り、安全運転を心がけましょう。

※詳しくは警察庁の「自転車ポータルサイト」をご覧ください。



自転車ポータルサイト

【問合せ】生活安全センター 交通安全係 ②7777

納税についてのお知らせ

【問合先】税務財政課納税係Tel②3163

- ◆令和8年度の市税などの納期限は、月末(末日が土・日曜日、祝日の場合は翌日)です。忘れずに納めましょう。
- ◆住宅料、水道料、下水道料は毎月納入です。
- ◆令和7年度以前の税金・料金などの納め忘れがないかご確認ください。
- ◆仕事などでお忙しい方は、口座振替をご利用ください。
- ◆口座振替は、納入通知書に記載のある金融機関および各担当係で手続きができますので、納入通知書、預貯金通帳および預貯金通帳に使用している印かんをご持参ください。
- ◆令和5年4月以降の市道民税(普通徴収)、軽自動車税(種別割)、固定資産税は、eL-QRの印字された納税通知書を用いてスマートフォンやパソコンで納付できるほか、eL-QRに対応した全国の金融機関で納付できます。詳しくは地方税お支払いサイトでご確認ください。



地方税お支払いサイト

令和8年度から次の税などは コンビニエンスストアなどでの納付が可能に！

固定資産税、軽自動車税、市道民税(普通徴収)、国民健康保険料について「コンビニ等収納用」の欄にあるバーコードによって、コンビニエンスストアなどで納付できます。利用可能なコンビニエンスストアなどについては、納付書の裏面をご確認ください。

バーコードの記載のない納付書については、従前どおり金融機関または市役所窓口で納付してください。



令和8年度の納める税などの納期限

月	納める税金など	期別
4	固定資産税	1期
5	軽自動車税	全期
6	市道民税	1期
7	固定資産税	2期
	国民健康保険料	1期
	後期高齢者医療保険料 介護保険料	1期
8	市道民税	2期
	国民健康保険料	2期
	後期高齢者医療保険料 介護保険料	2期
9	国民健康保険料	3期
	後期高齢者医療保険料	3期
	介護保険料	3期
10	市道民税	3期
	国民健康保険料	4期
	後期高齢者医療保険料 介護保険料	4期
11	国民健康保険料	5期
	後期高齢者医療保険料	5期
	介護保険料	5期
12	固定資産税	3期
	国民健康保険料	6期
	後期高齢者医療保険料 介護保険料	6期
1	市道民税	4期
	国民健康保険料	7期
	後期高齢者医療保険料 介護保険料	7期
2	固定資産税	4期
	国民健康保険料	8期
	後期高齢者医療保険料 介護保険料	8期

令和8年度から一部の税等の納付書の様式が国の定めた標準様式に変わります。(新納付書:左画像)

様式は変わりますが、今までと同様の方法で納付することができます。

お手元にあるこれまでの納付書(旧納付書)も使用することができます。

